

合法性・持続可能性の証明及び間伐材の確認、発電用に供する 木質バイオマスの証明に係る事業者認定申請等に関する費用

甲南木材協同組合
平成18年9月 4日施行
平成25年5月25日改正

合法性・持続可能性の証明及び間伐材の確認、発電用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者等認定実施要領の第11に基づき、認定等の費用負担について、下記のとおり定める。

記

1. 認定手数料

認定審査委員会の開催、事務・文書連絡費用として
認定申請書 合法 間伐材 木質バイオマス各1件当たり 5,000円

2. 調査費用

現地調査又は立入調査費用として 実費（交通費・旅費相当額）

3. 制度維持費

本制度の維持管理費用として、認定申請1件当り
年額1,000円とし、認定時に3年分を一括して支払う。

- 附則
1. 手数料・維持費は、年度途中の事業者認定取消し等如何なる理由によっても返金を要しないものとして取り扱う。
 2. 制度の変更等により費用が増減する場合は別途費用を見直す。
 3. 制度の改廃があっても、一旦納付された金員は返還しない。
 4. 年度途中の認定であっても1年分を負担するものとする。
 5. 振込手数料は申請者において負担するものとする。
 6. 申請時に前払いし、認定不可の場合は制度維持費のみを返却する。
調査費用等の実費は別に精算する。